

昭和三十三年十月四日  
第五回臨時會之議錄



昭和三十三年館山市議會才五回臨時會會議錄

一 昭和三十三年丁一月四日午前十時館山市議會才五回臨時會會議錄  
可役所分館會議室口招集

一 出席議員 (三十四名)

- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 一 番  | 石井 潔   | 二 番  | 高橋 文治  |
| 三 番  | 伊勢仙之助  | 四 番  | 小浜 光義  |
| 五 番  | 後藤 少之  | 六 番  | 秋山 万次  |
| 七 番  | 鈴木 市藏  | 八 番  | 金木 久一  |
| 九 番  | 中西 政治  | 一〇 番 | 田中 録郎  |
| 一一 番 | 脇田 順一  | 一二 番 | 吉田 勇治郎 |
| 一三 番 | 小沢 太助  | 一四 番 | 中村 良五  |
| 一五 番 | 小合 無運  | 一六 番 | 田村 善兵衛 |
| 一七 番 | 嶋 貴江作  | 一八 番 | 佐久 高次郎 |
| 一九 番 | 黒川 佐太郎 | 二〇 番 | 山口 房治  |

二二番 小沢忠太郎

二三番 福田保徳

二四番 山本 昇

二五番 松本藤太郎

二六番 可世木芳蔵

二七番 鈴木 孝

二八番 山口 康

二九番 遠山三平十

三〇番 磯辺周雄

三一番 大野幸五郎

三二番 望月暉作

三三番 田中忠次蔵

三四番 飯田義男

三五番 橋田 敏木

一欠席議員 (一名)

二一番 荻生田七郎

一迄才二百二十一年による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

総務課長 兒戸 貴

建設課長 新井重勲

倉庫設計課長

吉田耕一

主任課長

神作浩次郎

事務主任課長

伊藤幸太郎

庶務課長

高木哲三

監査課長

奥武夫

一本議会の事務局長、書記および職員

事務局長

高柴清一

書記

石田博雄

職員

畑中弘敬

同

山口晴之

昭和三十三年倉山評議会を以て回廊時公議事日程

昭和三十三年十一月四日午前十時開議

昭和三十一年 報告書 昭和三十一年度十月創刊 第五報告書

日指カニ 議案第九号 都市計画街路事業橋梁架設工事請負契約締結に

つりて

議案第十号 都市計画街路事業橋梁架設用資材購入に つりて

カ三 議案十九号 倉山分館金庫創設に つりて (委員長報告)

カ四 議案二十号 昭和三十一年度事業別不埋金の賦課総額に つりて

カ五 議案二十一号 用々中用水路改修事業用資材の購入に つりて

カ六 議案二十二号 伊予(加藤)暗渠不完全排水事業用資材の購入に つりて

カ七 議案二十三号 昭和三十一年度備中町才入才出追加更正予算

一 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議長(石井深君) 本日の出席議員数三十三名、これよりカ五回市

議会臨時会を申会いたします。

○議長(石井 謙三) 本屆時代の議案整理の爲め 田村市長、十出助役、  
見戸篤彦課長、新井建設課長、市田農産税司課長、神作富彦課  
長、伊藤文彦第二課長、高木戸籍課長、奥野吉幸委員、以上の出席  
を認めまゝのうへに御報告申し上げます。

○議長(石井 謙三) 今この議案録用を爲すの爲め分りなさい。  
お諮りにいたします。会案の創案のしきりの議長の御もたりの決断する  
ものと御異議ございませんか。

(男) 議案が「と」呼ぶ者ありし

○議長(石井 謙三) 御異議なごと御存じます。この大議議員の御出万次  
を三十一番議案の八野幹太郎君、以上御出席の決断してあります  
ものと御異議ございませんか。

(男) 議案が「と」呼ぶ者ありし

○議長(石井 謙三) 御異議なごた御存じます。この決断してあります



○ 兼中 (トキ 兼中) 正徳の初めに於て 兼中は公の御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り

○ 兼中 (トキ 兼中) 正徳の初めに於て 兼中は公の御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り  
 正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り

兼中 (トキ 兼中) 正徳の初めに於て 兼中は公の御守り

(兼中御守り)

○ 兼中 (トキ 兼中) 正徳の初めに於て 兼中は公の御守り

正徳の御守り 兼中御守りの御守り 正徳 (トキ) 兼中御守り

○ 兼中 (トキ 兼中) 正徳の初めに於て 兼中は公の御守り

（書記朗読）

報告第二号 昭和三十一年度十月創刊誌報告

（馬田繁十郎 登壇）

〇三本巻）馬田繁十郎（創刊誌誌の発刊は御事書に於ての御事の手  
計におおしいことと存じますが、その中でいふ通りには敷衍したりと存  
じます。

まず一般会計からはお下りと思ひますが、一般会計のうちの収入部の  
市税にのみまゝと申上げますと、換算後六百六十一万四千七百十二円、その  
うち収入はなっております。このまゝなるものを申上げますと、市民税に  
おきまして二百三十九万八千余円、固定資産税におきまして一千九百三十  
万余円、戸籍の消費税におきまして百四十万五千余円、電気ガス  
税におきまして六十万二千余円、これが主なる収入と存じます。

収入未済額におきまして、一千三百九十一万六千余円、これが未済にな  
っておりますが、実質の繰越を申上げますと、三千八百二十万七千余円。

これが実額の滞物であります。さうしたことを現年度分の未清と前年度以前の滞物とに口区分してみると、現年度分の未収が一千万六千二百零九年、前年度以前の滞物が二千五百六十四万零九年、この二つのな滞物のなっております。

この滞外収入のものを申し上げますと、検査後に係る七千九百八千余円、これだけ収入とござりますが、このまゝなるもので申し上げますと、地方交付税にあきまして百六十二万三千円、使用料および手数料、これは主に農業料とござりますが、これが六十三万八千余円、国庫支出金にあきまして、生活保護費に百十五万五千余円、これは国が八割負担するのでもあります。農業対策事業費補助金、これが四十三万七千余円、雑収入にあきまして、過年度収入といたしまして、四十五万と、これらがこの滞外収入とござります。さうしたこの際、収入にたいして、赤字をここで参り考まづに申し上げますと、九月末の収入累計と調査額に比べて、たいていパーセンテージとござりますが、これが三〇・八パーセント徴収してあ



公算債口存する元金使還分ですが、千葉銀行、盛山支店から借  
りつゝあるものとござります。これが五十七万、利子支拂りで、九重農協  
千葉銀行、新設共同の二つに二分と三分から借りたもの、利子も五分  
ですが、これが五十二万一千余円、これが大伴の検査後ののききかへて支  
付したものが五十五万の数をいふことなす。

この二つ、国算のすゝ一船会計も、費用とあり、益は二二の計算  
一とあります。通りの百二十万の費用はなつてあります。

収入支出の簿物は、次ページに書くとござります。この二つは、  
ひとつ、簿の年とあつかひたり、二つ、存じます。

一船会計はそれ向けにござります。これは特別会計公益倉庫のことな  
りますが、これはこの表によつて、簡單なものとあります。かゝ簿の算る  
ものが、二つ、存じます。

これは特別会計の、国民健康保険のことなしますが、これは、出入の  
保険料、これが大きな数字とござります。三十九万の、

後徴収してあります。収入未済額としましては二十四百三十九万五千  
余円、このうちこの数字は千一百万の数字ですが、この詳細は次ページ  
の収入未済額についてこのように詳しく書いてありますから、この詳細はこ  
のようになります。御承知の通り、この数字は、

収入未済額の最後のページに、事業勘定といたしまして、(1) 未済現  
年度の千一百万九千九百九十九円、この数字は、この数字が、  
この期限到来分と、期限未到来分の合計であります。この  
期限到来分は、未到来のものを分けてあります。期限到来  
— として、この数字は、四百九十万八千九百九十九円、期限未到来のもの  
の先と、この数字は、千一百万九千九百九十九円、この数字は、  
この数字は、御承知の通り、この数字は、  
以前の数字であります。

なお御参考までに、申し上げておきたいと思はれますが、借入金、すなわち、医師  
支給したものであります。これは、九月末までのものであります。この数字は、四百九十九万

またお金のあつたす。この三十二年度、三十二年度のいふは、昭和十一年の  
Ninety-nineとすは、二が非算のさうなうたうりまは。事務費は、  
三十二年度は、九十一万六千四百九十元、三十二年度は、九十二万  
とすは、三十二年の六十年、Ninety-nineとすは、事務費は、  
九十二万とす。以上は、昭和十一年の、九十二万とすは、  
九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、

○議事(トナ井 議事) 事務費の、九十二万とすは、九十二万とすは、  
九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、

○議事(トナ井 議事) 事務費の、九十二万とすは、九十二万とすは、  
九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、

(議事 議事)

議事(トナ井 議事) 事務費の、九十二万とすは、九十二万とすは、  
九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、九十二万とすは、



不承不承

○建設課長(倉田義男) 佐藤建設と云ふのは、その間に、

○建設課長(新井重四郎) 佐藤建設といふのは、前の西本建設といふ

まゝの合同名所が、まゝの間に、佐藤建設となりまして、

○三田藩(飯田義男) 着工と完了と云ふ、大体いふことになる、請予は、  
す。

○建設課長(新井重四郎) お話の通り、これは、先般の、明年の三月三

十一日、完了と云ふ、まゝの間に、(「黒澤カー」) 佐藤建設と云ふ、

○建設課長(新井重四郎) お話の通り、これは、先般の、

(「黒澤カー」) 佐藤建設と云ふ、

○建設課長(新井重四郎) 佐藤建設と云ふのは、先般の、

佐藤建設と云ふのは、先般の、

(「黒澤カー」) 佐藤建設と云ふ、

○建設課長(新井重四郎) 佐藤建設と云ふのは、先般の、

り決定いたしました。

の議事(8)井原(8)について由緒を三議案をの十十一番と可分由緒を  
例制を三つとせしめたりと申す。

本議案は三回の議案を定例会に上掲して、また自給の規程に  
基き公聴会を申出た必要上、本府府任委員の公に休会中協議  
の審議に付議した案件でありますので、また、本府府任委員の  
委員会の審議中の経過からいへば、結果の御報告をいたしております。

二十八番田澤山ノ東君 ——

三ノ番(山口東君)件が馬いので自給にありて決せしめてあります。

たのまの講義となりまして、本議案の十一と十一番は、本府府任委員の  
三つに付する。本府府任委員の公に休会中の経過からいへば、  
結果の御報告を申上げます。

本議案は三つとせしめ九月三十日由緒の十一回の議案を定例会に提出する。

同日の報告書が示されました後、地方自治法第二十九条の規定に基き、本町議会においてその審議直ならぬに公聴会開催の必要があるとして、本町の議会中、審議の特別評議となりまして、従いまして十月十九日の本町議会を中止し、本町創設にしまし、これに伴い、地方自治法第二十九条の規定の趣意を踏まえ、公聴会は本町創設成立の要件とすることを確認し、十月二十八日午前九時、公聴会開催にあり、公聴会を開催することを決定いたしました。これが公示の通り、各農業協同組合とすること、町農会関係公選人の申込の締め切りは十月三十一日午後五時、識見者として土井町事務所、農事試験場、安方の町農会、町農業委員会の代表者の三つを依頼するものと決定し、この審議の手続き等の決定がなりました。し、十月二十二日、本町議会を中止し、十月十九日締切のりとなり、町農会関係公選人の選挙を中止し、町農会関係の申込者の







tennumの圓はなびりたの或はtennumの半を半たか一たに割に割るはこ割  
田の三十一万二千五百圓を全借金として賦課して一日として考むるのてんこもたか  
オレのお野尾農道改修事業費を全借金の按割してんこもたか、事業費同量が  
五十一万二千五百圓を全借金にして、市のお借金は、半を半に割にた割の  
數圓はなびりたか一三十五万六千八百圓を賦課して一日として考むるのてんこ  
こもたか、オレの田中川路改修事業費のお借金の按割してんこ  
ますか、事業費が三十一万六千八百圓を全借金として、半を半に割にた割の  
半金tennumの半を半に割にた割のてんこもたか、お借金はtennumの半に  
たの半金の借入金全額が事業費を全借金の賦課後割にんこもたか、  
事業費は割の三十一万六千八百圓にた割のtennumの圓を、お借金の半を半に割  
にた割の半に割の半に割の九千三百六十圓を賦課して、半を半に割にた割の  
てんこもたか、オレの林道新設事業費を全借金の按割してんこもたか、  
事業費が九十三万九千三百六十圓にたか、お借金は、お借金の半を半に割に  
たか、お借金の半を半に割にた割の半に割の半に割の半に割の半に割の半に割の



國軍會場が十一日午後二時に開かれた。その趣意は、  
「この日、我々の国に、  
十時十五分、  
國軍會場が十一日午後二時に開かれた。その趣意は、  
「この日、我々の国に、  
十時十五分、

○この日、我々の国に、  
十時十五分、  
國軍會場が十一日午後二時に開かれた。その趣意は、  
「この日、我々の国に、  
十時十五分、

○この日、我々の国に、  
十時十五分、  
國軍會場が十一日午後二時に開かれた。その趣意は、  
「この日、我々の国に、  
十時十五分、

Handwritten text in the top line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the second line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the third line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the fourth line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the fifth line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the sixth line, starting with 'Handwritten text'.

Handwritten text in the seventh line, starting with 'Handwritten text'.



Handwritten text in a cursive script, likely a form of shorthand or a specific dialect. The text is written on lined paper and consists of approximately 15 lines of characters.



分地まかもし、或る者のいふごとく、何人か、物もなるとは、物もなるとは、  
まよひか、差押をまよひて、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、  
となりかと思ひますが、全書が、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、

○物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、

○物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、

○物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、

○物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、物もなるとは、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、  
まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、まよひた、





何れも見込まれていないことあります。(一)補助の対象とならな

る金があることですが「と呼ぶ者あり」(本工をなんか補助の対象にな

ってあつたものが「工事」(P.12)はいろいろの必要になりますの

でこの数が余り下(一)補助の対象外は何れも金まじり「と呼

ぶ者あり」(事務費)もあつた。事務費を本工とかとしないのが

全部補助の対象外になつてあります。(一)事務費なんでもして

すか、市の何が行つてあるの、事務費なんでも特別にやせ(一)か

と呼ぶ者あり(一)P.12の「(一)とか、(一)直のときの必要は金が回

の対象工事費の「(一)P.12)であつたことになつてありますから予

算を推してあつたが、(一)と見積書と(一)P.12)であつた

「(一)五十何百とある」と呼ぶ者あり(一)国の対象はなんのが、(一)P.12)

万二千円とあります。国の農道の標高の「(一)P.12)補助の対象に

なつた金が「と呼ぶ者あり」(一)P.12)「(一)P.12)「(一)P.12)「(一)P.12)





NGOの事業の中心は、NGOのボランティア活動  
の発展の促進を目的として、若年層の事業活動の  
促進を図る。また、NGOの発展を促進するため  
には、NGOの活動を支援する必要がある。NGOの  
発展を促進するためには、NGOの活動を支援する  
必要がある。

NGOの事業（社会福祉事業）は、社会福祉の発展を  
目的として、社会福祉の発展を促進する。NGOの  
事業は、社会福祉の発展を促進する。

NGOの事業（社会福祉事業）は、社会福祉の発展を  
目的として、社会福祉の発展を促進する。NGOの  
事業は、社会福祉の発展を促進する。

NGOの事業（社会福祉事業）は、社会福祉の発展を  
目的として、社会福祉の発展を促進する。NGOの  
事業は、社会福祉の発展を促進する。

NGOの事業（社会福祉事業）は、社会福祉の発展を  
目的として、社会福祉の発展を促進する。NGOの  
事業は、社会福祉の発展を促進する。



ここにあらうてあるのが補助の対象外の金額になつてあります。

畑林道の雑費二十万九千円となつてありますが、林道は用地費  
収の費用は補助の対象になつてありませんので、この雑費は  
一と三十万四千円用地の買上代として見込みました関係で、この  
大きい数字となつてあります。買上代の雑費とさせていただきますが、田が  
坪三百円で三百坪、畑が坪三百円三百坪、山林が百円  
二百坪、宅地が四百円二十坪以上です。(合計が二十一  
万四千円と呼ぶ者あり)二十万四千円になつてあります。

〇ミニ番(翌日準備者) こんどの合理化の問題については、申すに大  
まな影響がある仕事でございますので、国の補助金についても、  
大分先ほど聞きました基準等についても、これは若干ありますので、  
中にあつての基準が、あつてなかりか、また、この場合における  
この市の負担が、どうに転すべきやうなかりか、地元の負担が、  
あつてなかりか、このように、大分、この市の事業について

このように基礎料より一時的に減額するものがある

○戸籍簿等(高木村(三)等)等の発給停止の件 本町議会の

議決は三篇に於て「三」の件は、三の発給停止の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

○三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の

○三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の

件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の件は、三の





と思いますが、海軍護衛隊にすぎませんか

(「海軍護衛隊」として呼ぶ者あり)

○海軍 (海軍護衛隊) 海軍護衛隊のことと認むるは、海軍護衛隊に

1874年2月1日

(海軍護衛隊)

海軍護衛隊は、海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

○海軍護衛隊 (海軍護衛隊) 海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に

海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に用ひたる海軍護衛隊に



予一人は此の如く思ふに於て

( 書 翰 )

農産統計課長 吉田君一君 ( 浦和 ) へ

貴局に於ては、先般、農産物の生産額を算出するに當り、

農産物の生産額の算出に當り、

可とするが、このことと考査委員の報告は、

二回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に  
詳細に説明するに、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

三回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

四回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

五回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

六回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

七回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

八回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

九回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

十回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

十一回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

十二回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

十三回の報告書に於いて、このことと考査委員の報告書の趣意を、更に

1912年の農村振興行政の発展に於ては、農家の生活の向上を第一とし、その次に農村の生産力の増進を期す。農家の生活の向上は、農家の生活の向上を第一とし、その次に農村の生産力の増進を期す。農家の生活の向上は、農家の生活の向上を第一とし、その次に農村の生産力の増進を期す。















又、その通りか。

○議長(田村利男君) 下は、まあ、議事録を、呼ぶと、このやまですが、よろしく  
聞いてますか。

○議長(石井謙吉君) お諮り申上げます。 議事録の、録音可なり、録音不可なり  
の出席を、要した、こと、思いますが、 録音不可なり、

(「録音不可なり」)

○議長(石井謙吉君) 録音不可なり、と、認めます。 議事録の、録音不可なり、

録音不可なり、の、録音可なり、の、録音不可なり、の、録音不可なり、

○農産統計課長(吉田村一君) 下は、まあ、議事録を、呼ぶと、このやまですが、

下は、まあ、議事録を、呼ぶと、このやまですが、よろしく、聞いて、

多分、録音不可なり、の、録音可なり、の、録音不可なり、の、録音不可なり、  
の、録音不可なり、の、録音可なり、の、録音不可なり、の、録音不可なり、

に於ては、その様な事は、その利用状況をよく見ます。

現在、手許には、いろいろあるが、先月までの大卒の読

書も、手許には、いろいろあるが、先月までの大卒の読









その後銀行員が毎日の回きりながら書込を一つ一つに減らす  
にやがてと思いますが、現在二十枚ずつと欠ける書込の金額は  
と増いひひひひひ。果敢に筆を執るに備わん其の事と云ふ  
し一書もありません。なまなま書込筆に付かたのが現情で  
す。なまなま書込もいかにかかかかかかかかかかかかか  
と減るな方法があるか、このうらやまもいふことかかかか  
か。かかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかか

〇〇〇〇(敬) 田中(敬) 先生(敬) 先生(敬) 先生(敬) 先生(敬)  
先生(敬) 先生(敬) 先生(敬) 先生(敬) 先生(敬) 先生(敬)

農業でもまゝに耕作反別約一町そのほか山林が七町と

生活増進にありまゝ。この地は山がたけなす。山がたけなす  
十八年をうたてしものは戦死した。その後農家を建てた



1. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

2. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

3. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

4. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

5. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

6. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

7. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

8. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

9. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

10. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

11. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

12. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

13. 井田の地味は、砂質土質の地味である。

14. 井田の地味は、砂質土質の地味である。











同  
公議  
秋山  
大野清五郎  
万次

官  
山  
行  
義  
會

